資料2

「論点整理（平成１６年１２月）」と「たたき台（平成１７年４月）」と「修正案（平成１７年６月）」の対比

	「論点整理（平成１６年１２月）」	「今後の議論のたたき台（平成１７年４月）」	「修正案（平成１７年６月）」
将来の医療法人の姿（案）	Ⅰ．非営利性の徹底 ○　医療法人の財政基盤としての剰余金の使途については医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにしてはどうか。	Ⅰ．非営利性の徹底 ○　医療法人の財政基盤としての剰余金の使途については、①剰余金の使途に関する理念規定、②剰余金に不適切な費用負担の禁止規定を医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにするものとする。なお、剰余金の使途に関する理念を定めるに当たっては、従来からの効率的な医療法人の経営を硬直的なものにしないように配慮するものとする。 ○　医療法人の剰余金については医療法人に帰属するものであることを医療法関係法令上明確に位置づけ、社員の退社時に出	※「今後の議論のたたき台（平成１７年４月）」から修正した点のみ提示。そのほかは、「今後の議論のたたき台」と同じ。 ○　医療法人の剰余金については従来より医療法人に帰属するものであるが、これについては、医療法人制度改革の一連の中で

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

		資額に比例して剰余金が分配されないようにするものとする。 ○　医療法人の非営利性を維持しつつ、その活動の原資となる資金の円滑な調達に資するとともに、医療法人の財産的基礎の維持を図るため、公益法人改革を例にしながら、定款の定めるところによって拠出金制度を選択できるようにする。なお、拠出金の返還に当たっては、拠出額の限度に限られ、利息を付することはできないものとするほか、清算時における弁済の順序については、他の一般債権に劣後するものとする。	医療法関係法令又は通知等を通じて周知することとし、社員の退社時に出資額に比例して剰余金が分配されないようにするものとする。
	○　医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体であることを原則としてはどうか。 ○　医療法人の非営利性をより鮮明にするため、株式会社など営利法人や個人から資金の支援を受けている場合、医療法人は支援を受	○　医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、定款又は寄附行為の定めるところによるものとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないものとする。 ○　医療法人の非営利性をより鮮明にするため、医療法人の役員等が株式会社など営利を目的とする法人の役員等を兼任して	○　医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体でなければならないことを医療法上規定するものとする。

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	けた者の名称等を開示することとしてはどうか。	いる場合であって、かつ、当該営利法人から当該医療法人が資金の支援等を受けているときは、当該医療法人は関連する営利法人の名称等を開示するものとする。 ○　株式会社など営利を目的とする法人は、医療法人の社員になれないことなど医療法人の社員の資格要件や非営利法人である社員の割合について医療法関係法令上明確にするものとする。	
	<u>Ⅲ．効率性の向上</u> ○　医療法人がその理念に基づき自らの医療機関の機能や役割を明確化し、合理的かつ効率的な取組を行うことができるよう経営管理機能の強化を図るべきではないか。 ○　医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするべきではないか。あわせて、診療部門とは別に組織横断的な経営管理部門を設置し、経営管理の観点から組織全体を統括し、理事会を支える役割を担わせるべきではないか。 ○　医療法人の経営を実質的に担う役員（理事	<u>Ⅲ．効率性の向上</u> ○　医療法人がその理念に基づき自らの医療機関の機能や役割を明確化し、経営管理機能の強化を図って合理的かつ効率的な取組ができるよう、経営管理を担う人材養成の方策を別途検討するものとする。 ○　医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするものとする。 ○　医療法人の経営を実質的に担う役員（理	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	及び監事）について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の責任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。 ○　医療法人の利益が害されることを防ぐため、社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を、公益法人の改革を例にしながら検討してはどうか。その際、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても同様に検討してはどうか。 ○　理事については同一親族等が理事会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合等を理事数の3分の1以下とするといったことを検討してはどうか。 <u>Ⅳ．透明性の確保</u> ○　医療法人をより住民に身近な存在とする	事及び監事）について、それぞれの役割を明確にするものとする。その際、役員の責任の及ぶ範囲についても同様に明確にする。 ○　医療法人の利益が役員の私益な行動によって害されることを防ぐため、社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を、公益法人の改革を例にしながら検討するものとする。その際、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても同様に検討するものとする。 ○　財団医療法人については、設立者の意思を尊重しつつ、その自律的な経営を確保するため、公益法人の改革を例にしながら、評議員会を設けるものとする。 <u>Ⅳ．透明性の確保</u>	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	ため、医療法人会計基準を作成し、医療法人の提供する医療サービスの基盤である財務の透明性を確保することとしてはどうか。 ○　医療法人の財務については医療法人のグループ全体の状況を表すものとしてはどうか。 ○　住民に対し、医業経営の情報の公開を推進することにより、医療法人の信頼を高めることとしてはどうか。 ○　医療法人の財務状況や財務状況に関する情報（格付け情報など）を広告できるようにしてはどうか。	○　医業経営の情報については、都道府県知事へ届け出ることとし、都道府県知事は当該情報のデータ整備に努め、医療法人に対する信頼を高めるものとする。 ○　医療法人の財務状況や財務状況に関する情報（格付け情報など）については、広告できる整理となるよう求めるものとする。	
将来の公益性の高い新たな医療法人の姿（案）	○　社員の退社時における剰余金の分配や解散時の残余財産の分配などについて事実上の配当とみなされる持分あり社団医療法人と非営利性との整合性を図るため、特定医療法人・特別医療法人制度に関する抜本的な改革を通じて、より移行しやすい新たな持分なし医療法人制度（以下「認定医療法人」という。）を創設することとしてはどうか。	○　特定医療法人・特別医療法人制度に関する抜本的な改革を通じて、公益性の高い新たな医療法人制度（以下「認定医療法人（仮称）」という。）を創設するものとする。 ○　認定医療法人（仮称）の名称については、別途検討するものとする。	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	Ⅰ．非営利性の徹底 ○　認定医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならないとしてはどうか。 ○　認定医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）の報酬については、認定医療法人の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には、認定医療法人が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人が定める役員に対する報酬等の支給基準について開示することとしてはどうか。 Ⅱ．公益性の確立 ○　住民にとって望ましい医療については、都道府県が作成する医療計画に位置づけることとし、その医療を認定医療法人が担うことによって、医療の公益性を確立することとしてはどうか。あわせて、地域の医療ニーズに対	Ⅰ．非営利性の徹底 ○　認定医療法人（仮称）が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人（仮称）、国又は地方公共団体でなければならないことを医療法上規定するものとする。 ○　認定医療法人（仮称）の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）の報酬については、認定医療法人（仮称）の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には認定医療法人（仮称）が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人（仮称）が定める役員に対する報酬等の支給規程について、例えば評議員会などから求められれば、情報開示することが望ましいものとして検討するものとする。 Ⅱ．公益性の確立 ○　住民にとって必要とされる公益性の高い医療については、「通常提供される医療（活動）と比較して、継続的な医療（活動）の提供に困難を伴うものであるにもかかわらず、住民にとってなくてはならない医	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すようにしてはどうか。 ○　認定医療法人が行う公益性の高い医療については、当該認定医療法人の事業規模のうち一定の範囲以上占めることとしてはどうか。	療（活動）」と定義するとともに、その具体的な内容について医療法関係法令上明確に定めることとする。あわせて、都道府県が作成する医療計画において、公益性の高い医療とそれを実施する認定医療法人（仮称）を記載するものとする。なお、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すものとする。	
	○　医療計画に位置づけられる医療については認定医療法人の積極的な役割を期待し、特定の分野の医療を担う主体として、認定医療法人を公的医療機関とともに位置づけてはどうか。	○　認定医療法人（仮称）のほか、医療法に定める公的医療機関又は医療法第７条の２第１項各号に規定する者についても、都道府県が作成する医療計画において、公益性の高い医療とそれを実施する当該医療機関及びその開設主体を記載しなければならないものとし、これらの医療機関が公益性の高い医療を実施しているかどうか、第三者から評価されるものとする。	
	○　効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人が担う医療については、既存の自治体病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人が公	○　効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人（仮称）が担う医療については、既存の自治体病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	的医療機関の経営を積極的に担うことができるようにし、もって公的医療機関の経営効率を高めることとしてはどうか。	認定医療法人（仮称）が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるよう、その取扱いを明確にするものとする。 ○　認定医療法人（仮称）については、当該認定医療法人（仮称）の設立者、役員、社員又は評議員に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないことを医療法上明確に規定するものとする。	
	Ⅲ．効率性の向上 ○　住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人に関しては、より効率的な経営管理体制の在り方として、理事長要件の更なる緩和を検討してはどうか。	Ⅲ．効率性の向上 ○　認定医療法人（仮称）については理事長が経営実態をより把握できるよう、その会計の取扱いを明らかにするものとする。その際、法人の財務については法人のグループ全体の状況を表すものとする。 ○　住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人（仮称）に関しては、医師又は歯科医師以外の者であっても理事長として就任できるよう医療法を見直すものとする。 ○　認定医療法人（仮称）の役員又は社員に	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

		ついては、同一の親族等が認定医療法人（仮称）を実質的に支配することのないよう、同一の親族が占める割合を一定程度に制限するものとする。	
	○　認定医療法人については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。	○　認定医療法人（仮称）については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置できるものとする。なお、財団形態の認定医療法人（仮称）については評議員会の設置は必須のものとする。	
	○　評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合を一定程度に制限することとしてはどうか。	○　評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、同一の親族が占める割合を一定程度に制限するものとする。 ○　評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって組織し、認定医療法人（仮称）の業務に関する重要事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとすることができるものとする。	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	Ⅳ．透明性の確保 ○　認定医療法人に関しては、住民に支えてもらうために、当該法人の提供する医療サービスに係る事業計画や事業報告を住民に公開することとしてはどうか。 ○　認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。	Ⅳ．透明性の確保 ○　認定医療法人（仮称）に関しては、当該認定医療法人（仮称）の提供する医療サービスに係る事業計画書や事業報告書について、利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供するものとする。ただし、当該請求が不当な理由に基づく場合にあっては、開示する必要はないものとする。 ○　認定医療法人（仮称）に関しては、財務書類等について、利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供するものとする。ただし、当該請求が不当な理由に基づく場合にあっては、開示する必要はないものとする。 ○　認定医療法人（仮称）については、財務状況が公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど透明性の高い経営を行っていることから、自己資本比率の規制を行わないものとする。	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	Ⅴ．安定した医業経営の実現 ○　認定医療法人が行う事業については、利益を医療機関の事業の充実に充てることを目的とした収益事業ができるようにするとともに、特別養護老人ホームの設置など施設サービスを含めた介護福祉事業も行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげてはどうか。	Ⅴ．安定した医業経営の実現 ○　認定医療法人（仮称）が行う事業については、利益を医療サービスの充実に充てることを目的とした収益事業又は児童福祉事業、障害者福祉事業若しくは介護福祉事業（※）を行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげるものとする。なお、これらの福祉事業の実施に当たっては、当該福祉事業の運営に係る会計は特別のものとして別に経理するものとする。 ※「介護福祉事業」は、有料老人ホームや軽費老人ホームを想定しており、特別養護老人ホームは含まれない（特別養護老人ホームの設置は、老人福祉法第１５条の規定により、都道府県、市町村、地方独立行政法人及び社会福祉法人に限定されている。）。	
	○　債券を発行することができる認定医療法人については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を行うこととしてはどうか。	○　認定医療法人（仮称）については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を受けなければいけないものとする。	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	○　認定医療法人については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券（公募債）が発行できるものとにし、住民や地域企業が資金面で支えるようにしてはどうか。	○　認定医療法人（仮称）については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券（公募債）を発行できるものとする。	○　認定医療法人（仮称）については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券（公募債）を発行できるものとする。ただし、当該債券の利率が認定医療法人（仮称）の収益に連動するなどといったような剰余金の配当禁止に抵触するような取扱いにならないよう留意するものとする。
	○　住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人については税制上の優遇措置を検討してはどうか。	○　住民が求める医療を担う認定医療法人（仮称）については税制上の優遇措置を検討するものとする。	
	○　認定医療法人については、住民や地域企業から寄附を受けやすいように税制上措置することにより、住民参加の機会を高めるとともに、住民や地域企業が認定医療法人を資金面で支えるようにしてはどうか。	○　認定医療法人（仮称）については、住民や地域企業から寄附を受けやすいように税制上措置することにより、住民参加の機会を高めるとともに、住民や地域企業が認定医療法人（仮称）を資金面で支えることができるようにするものとする。	
	○　認定医療法人が他の医療法人に対し運営面・資金面で支援できるようにすることにより地域で医療機能に応じた幅広い連携が推進されるようにし、認定医療法人を中心とした地域が望む効率的な医療提供体制の実現を図ってはどうか。	○　地域で医療機能に応じた幅広い連携が円滑に推進できるよう、都道府県医療審議会の議論を経て、認定医療法人（仮称）が他の医療法人に対し運営面・資金面で支援できるようにするものとする。	

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

	○　認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われないことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。	○　認定医療法人（仮称）が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われないことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和するものとする。	
その他医療法人制度に関し見直すべき事項（案）		○　医療法人の設立認可や合併等の事務については、都道府県知事部局において行うものとし、設立認可等に係る審査基準及び審査に要する期日についてもあらかじめ明確にしておくものとする。 ○　厚生労働省は、医療法人の効率的な経営に資するようにするため、医療法人に係る事務について合理的ではない規制がある場合は、早急に見直し、その規制のあり方を見直すものとする。 ○　厚生労働省は医療法人の経営が今後とも透明性が確保され、効率的に推進される	○　厚生労働省は、医療法人に対する都道府県の事務について、法令に基づく適切な対応がなされるよう、引き続き、情報面での周知徹底を図るものとする。 ○　厚生労働省は医療法人の経営が今後とも透明性が確保され、効率的に推進される

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。

		よう、医療法人制度の不断の見直しを行うものとする。	よう、医療法人制度の不断の見直しを行うとともに、医療法人や医療法人の経営に関わる者が安定的に経営に従事できるよう別途支援策についても検討するものとする。 ○　約4万に及ぶ現行の医療法人が、その組織・事業等を見直しつつ新制度に適応していくため、新制度の施行前にすでに設立されている医療法人に対しては一定の経過期間を設け、経過期間の間にこれら医療法人が自主的に新制度へ移行できるようにするものとする。特に、医療法人の残余財産の帰属先を医療法上限定することについては、当分の間、経過措置を設けることが必要である。 ○　厚生労働省や医療関係団体は医療法人が新制度に円滑に移行していくために新制度の趣旨・内容について周知徹底に努めることとする。

※この「たたき台」「修正案」はあくまで現段階のものであり、今後、関係者との議論で変わりうる可能性がある。